

令和8年度 街路防犯灯設置費助成金交付申請の手引き

小樽市では、街路防犯灯を新設、更新又は改良する団体、個人に対し、工事費の一部を助成しています。利用にあたっては、この手引きを参照のうえ、5月末日までに申請するようお願いします。

なお、助成金交付決定前の事前着工は認めていませんので、くれぐれも注意するようお願いします。

また、既存の灯具が破損等により緊急に工事する必要が生じた場合は、下記担当まで御相談ください。

※設置した街路防犯灯が、自動点滅器故障のため日中でも点灯している灯具が見受けられますので、定期的に整備するようお願いします。

◎街路防犯灯設置費助成の対象

夜間における治安の維持及び交通の安全を図るために設置する街路防犯灯及びその支柱が対象です。ただし、次の場合は助成の対象にはなりません。

- ・ 公的機関が保有する街路防犯灯
- ・ 助成を受けようとする団体が保有していない街路防犯灯
- ・ 道路敷地外（宅地等）に設置され、かつ道路を照らすことが主目的でない照明
- ・ 特定の人だけが利用する照明
- ・ ほかの助成を受ける場合

◎助成内容及び助成額 助成の基本的な考え方については、別紙1を参考にしてください。

助 成 内 容		助 成 率 及 び 限 度 額
灯 具	(1) LED灯の新設及び更新、水銀灯（ランプ含む）をLED灯へ改良	設置費の2分の1で32,000円を限度として助成
支 柱	(2) 支柱の新設、更新、補修	設置費の2分の1で56,000円を限度として助成
灯 具 ・ 支 柱	(3) LED灯及び支柱の撤去 (自然災害、老朽化等により危険な街路防犯灯を撤去する場合)	撤去費の2分の1で灯具のみは17,000円、支柱を含めた場合は52,000円を限度として助成
	(4) LED灯の移設（支柱は含まない） (道路工事等により、やむを得ず移設する街路防犯灯に対し、移設費用の一部を助成。)	移設費の2分の1で27,000円を限度として助成

街路防犯灯設置費助成手続きの流れ

(申請される方は次の手続きを行ってください。)

① 街路防犯灯設置費助成金交付申請

<提出書類>

- 1 街路防犯灯設置費助成金交付申請書(書類①)
- 2 街路防犯灯設置工事に伴う収支予算書(書類②)
- 3 工事見積書(施工工事業者の見積書本書)
- 4 工事設計書または姿図(灯具や支柱の形がよく分かるもの)
- 5 付近見取図(赤で設置場所を示し、電柱番号を必ず記入のこと)
- 6 国道、道道、及び市道に支柱を新設するときは、道路占用許可書の写し
道路管理者に対し道路占用許可の申請を行ってください。

※様式の右下に付している書類○に対応しています。

国道：小樽開発建設部 小樽道路事務所

小樽市長橋4丁目14番34号 電話22-9116

道道：小樽建設管理部 事業室事業課

小樽市朝里川温泉2丁目745番地 電話54-7670

市道：小樽市建設部 用地管理課

小樽市花園5丁目10番1号 電話32-4111

(内線7342)

- 7 私有地や個人の建物等に支柱や灯具を設置するときは、所有者や権利者の承諾書(書類⑤)

② 街路防犯灯設置費助成金の交付決定

市から申請者に対し、「街路防犯灯設置費助成金交付決定通知書」を送付いたします。

③ 街路防犯灯設置工事の着工(交付決定通知後)

市からの交付決定通知書を受領するまで、くれぐれも工事に着手しないでください。

受領前に工事に着手した場合は、助成することができませんのでご注意願います。

④ 街路防犯灯設置工事完了届の提出

(完了後14日以内)及び助成金の請求

<提出書類>

- 1 街路防犯灯設置工事完了届(書類③)
- 2 街路防犯灯設置工事に伴う収支決算書(書類④)
- 3 施工業者からの工事の請求書の写し

次のページの⑤に続く

⑤ 街路防犯灯設置費助成金の交付額確定

市から申請者に対し、「街路防犯灯設置費助成金交付確定額通知書」を送付いたします。

- 1 助成金交付に関する市への請求書
- 2 委任状（申請者と助成金振込先の口座名義人が異なる場合のみ提出）
- 3 振込先口座の通帳の写し（通帳の表紙と最初に開いたページの写しを各1部）



⑥ 助 成 金 の 交 付 (市が助成金を申請者の口座へ振り込む)

施工業者からの工事の領収書の写し提出

市の担当課

ご不明な点がありましたら、次の担当課までお問い合わせください。

午前9時～午後5時（土・日曜日及び祝日を除く）

担 当：小樽市 建設部 庶務課

住 所：〒047-0024

小樽市花園5丁目10番1号

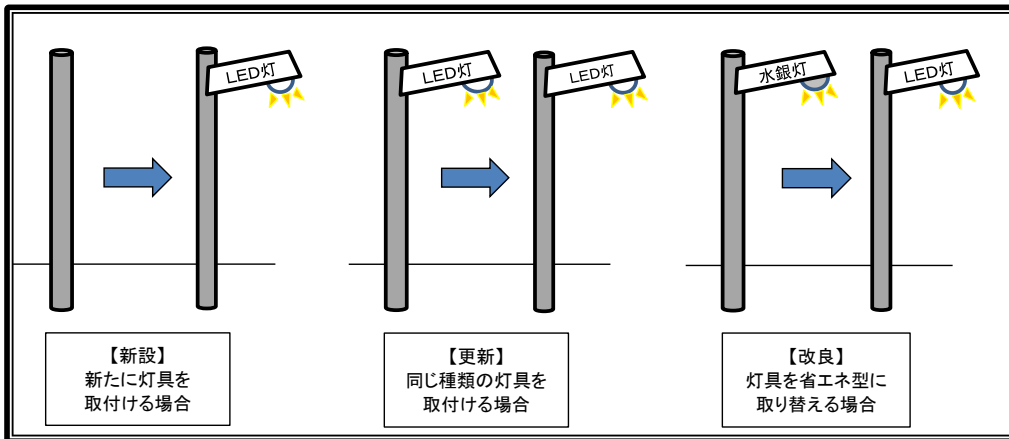
電 話：32-4111（内線7346、7347）

F A X：32-3963

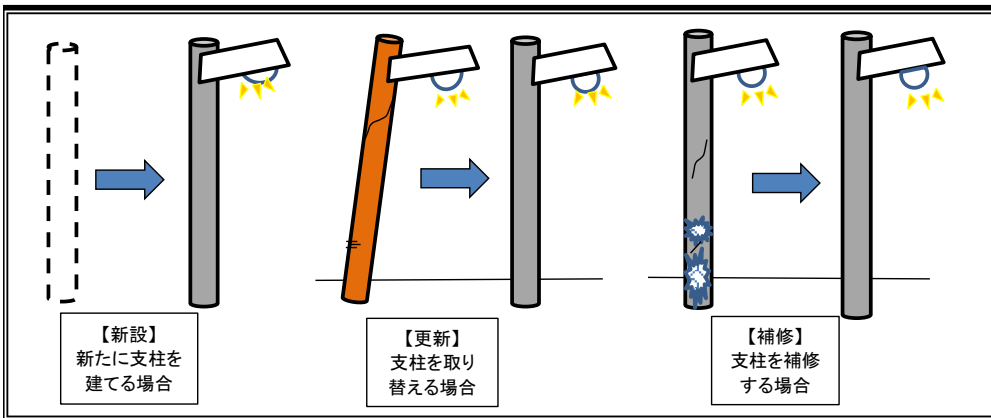
メール：kensetu-syomu@city.otaru.lg.jp

参考資料 街路防犯灯設置費助成の基本的な考え方

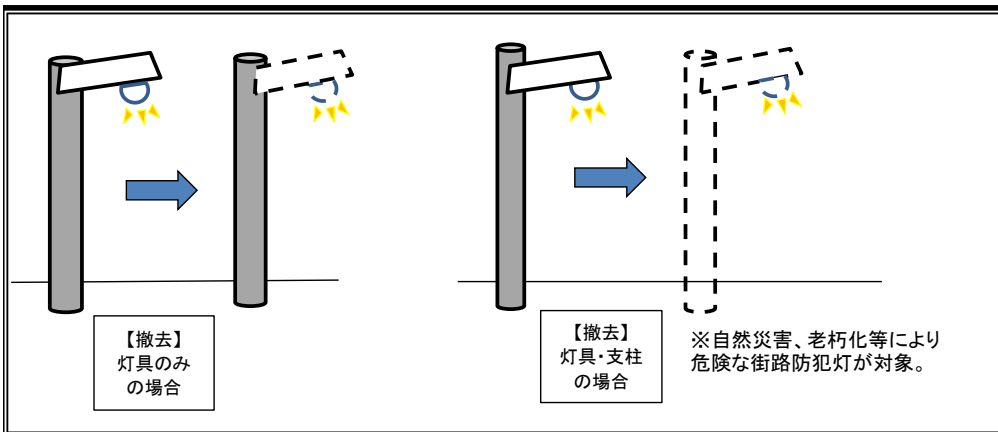
(1) 灯具に対する助成 新設・更新・改良



(2) 支柱に対する助成 新設・更新・補修



(3) 灯具・支柱に対する助成



(4) 灯具に対する助成 移設

